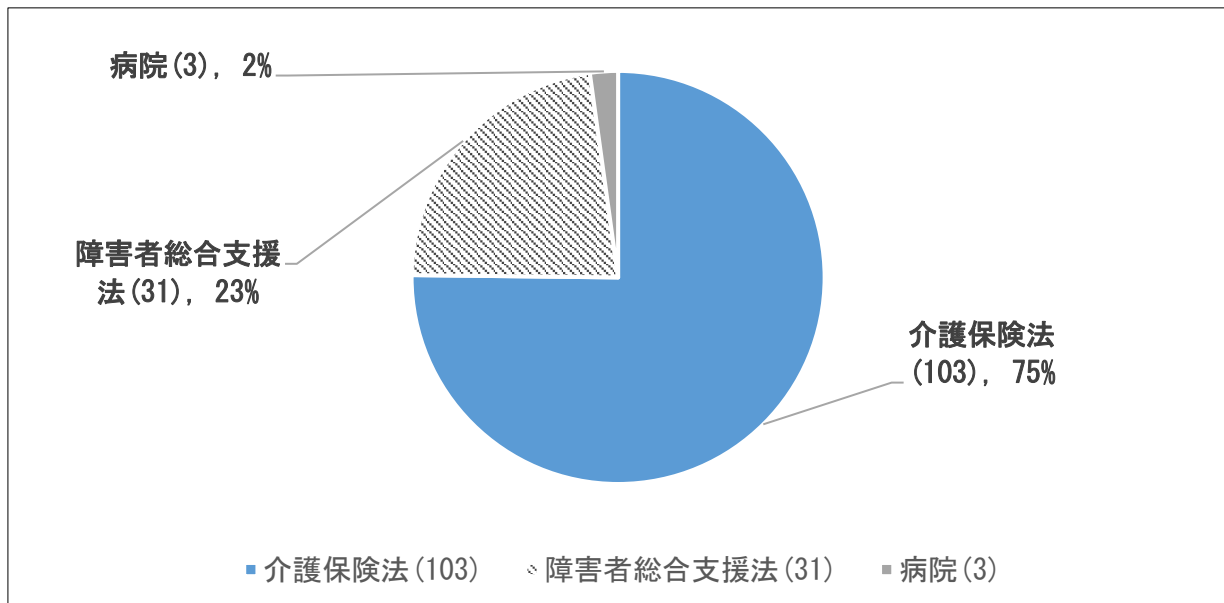


令和7年度 事業所向けアンケート結果

| | |
|------|---|
| 調査期間 | 令和7年11月17日(月)～12月12日(金) |
| 調査対象 | 介護保険法又は障害者総合支援法の指定を受けている、北上市内に住所を有する事業所及び入院病床がある病院 ①高齢者施設(介護保険法) : 163事業所 ②障がい者施設(障害者総合支援法) : 77事業所 ③病院 : 4病院 合計 : 244事業所 |
| 調査方法 | インターネット回答(LoGoフォーム) |
| 回収票数 | ①高齢者施設(介護保険法) : 103事業所(63.1%) ②障がい者施設(障害者総合支援法) : 31事業所(40.2%) ③病院 : 3病院(75.0%) 合計 : 137事業所(56.1%) |

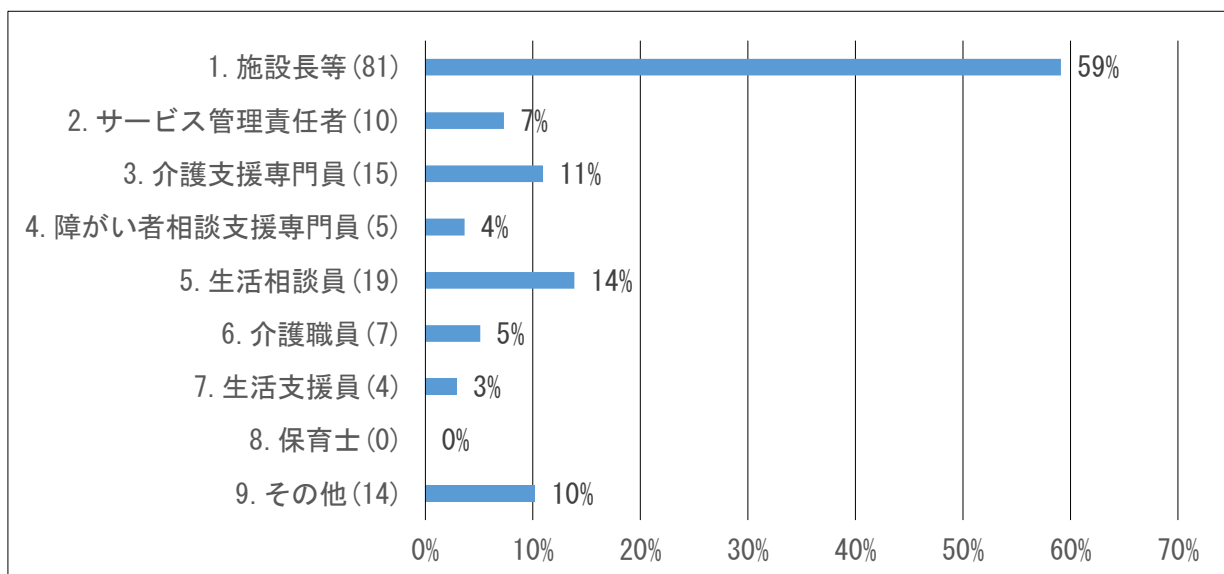
Q 1、Q 2、Q 3、Q 4

あなたの事業所の提供サービスにおける根拠法(対象者)を教えてください。



Q 5 回答者の職種を教えてください(複数回答可)。

- | | |
|---------------|-----------|
| 1 施設長・管理者・所長 | 6 介護職員 |
| 2 サービス管理責任者 | 7 生活支援員 |
| 3 介護支援専門員 | 8 保育士 |
| 4 障がい者相談支援専門員 | 9 その他 () |
| 5 生活相談員 | |



* 回答者 137 事業所に対する割合 (例: 施設長等 $81 \div 137 \times 100 = 59\%$)

その他：

福祉用具専門相談員（2人）

職業指導員兼就労定着支援員（1人）

職業指導員（2人）

社会福祉士（2人）

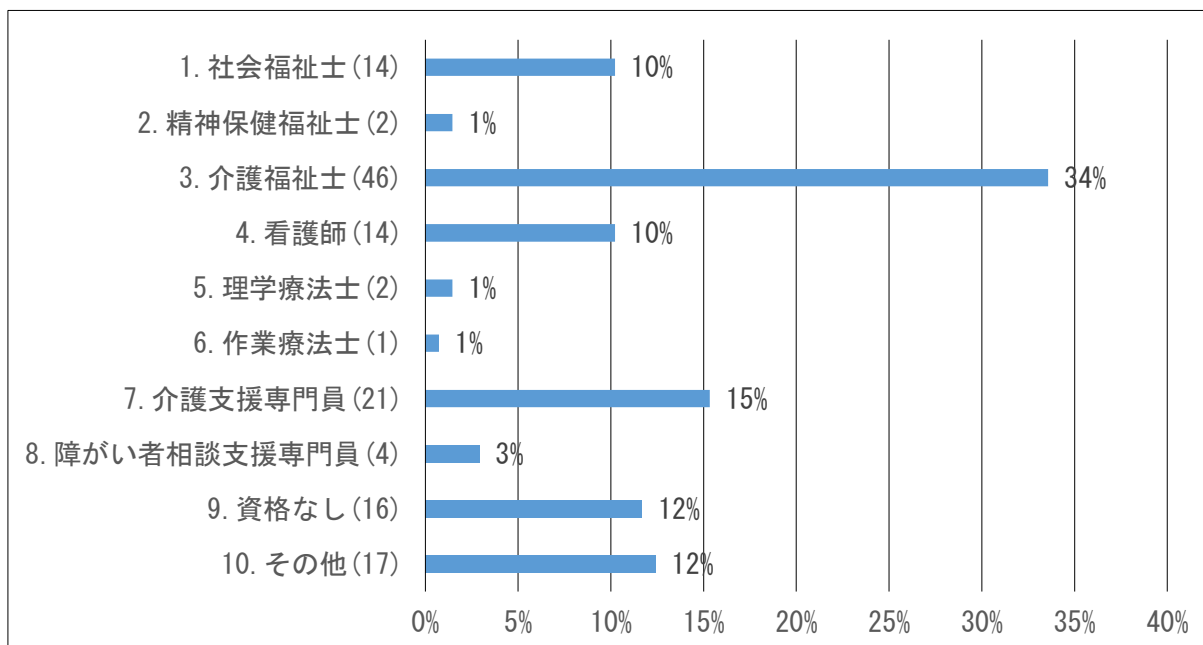
事務員（4人）

機能訓練指導員（1人）

医療ソーシャルワーカー（2人）

Q6 回答者の主となる基礎資格を一つ教えてください。

| | | |
|-----------|---------------|-----------|
| 1 社会福祉士 | 5 理学療法士 | 9 資格なし |
| 2 精神保健福祉士 | 6 作業療法士 | 10 その他（ ） |
| 3 介護福祉士 | 7 介護支援専門員 | |
| 4 看護師 | 8 障がい者相談支援専門員 | |



その他：

訪問介護員（1人）

保健師（1人）

保育士（1人）

福祉用具専門相談員（3人）

社会福祉主事任用資格（7人）

社会福祉実務者研修（1人）

介護福祉主事（1人）

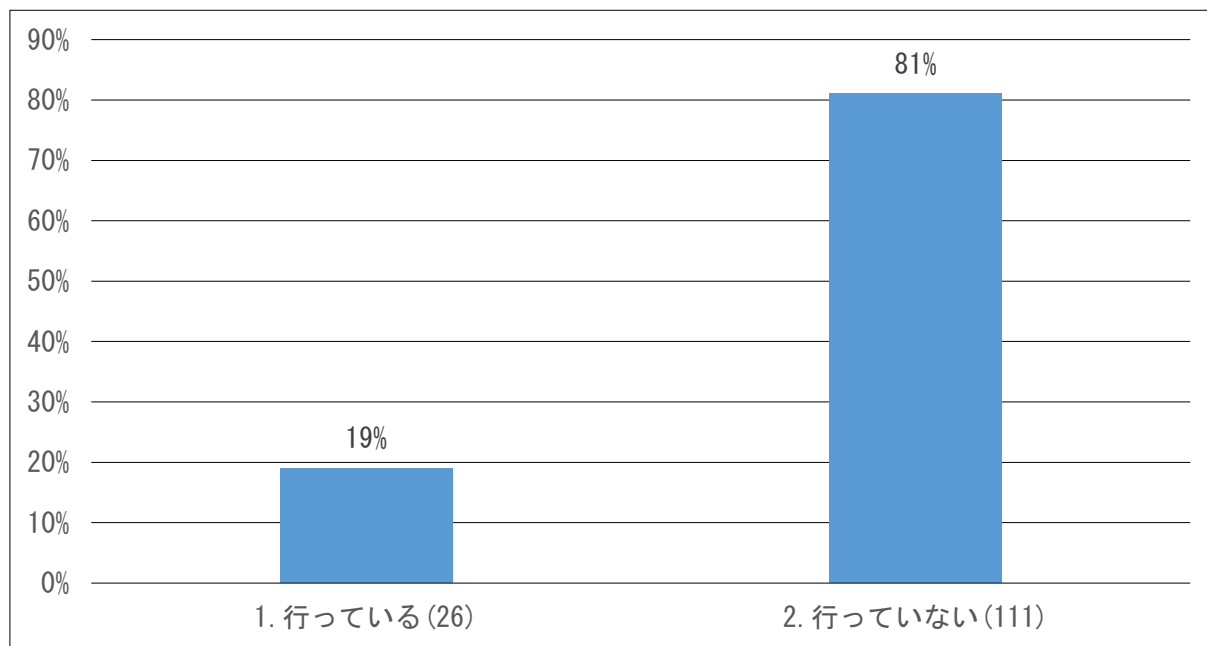
介護福祉士実務者研修（1人）

介護職員初任者研修（1人）

Q7 あなたの事業所では、利用者の金銭管理（通帳管理など）を行っていますか。

1 金銭管理をしている

2 金銭管理をしていない

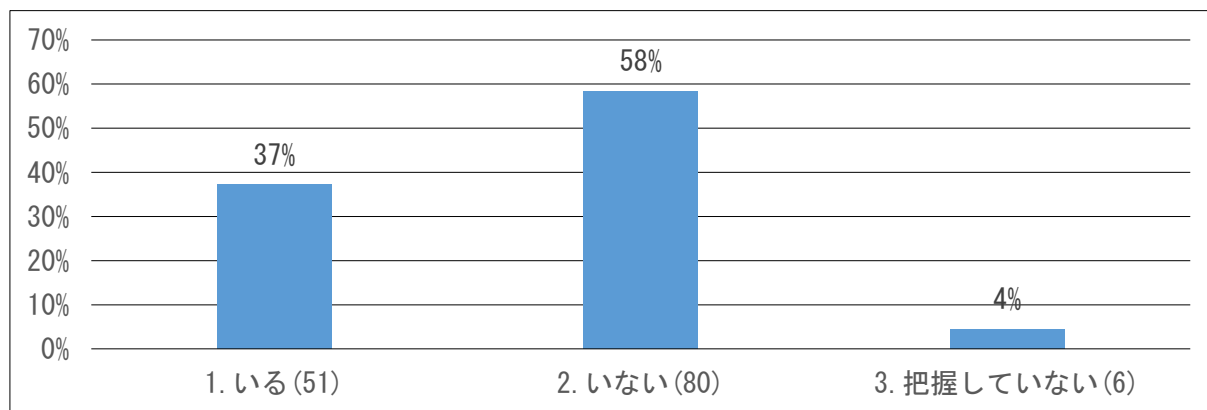


Q8 現在、あなたの事業所の利用者で成年後見制度を利用している方はいますか。

1 いる

2 いない

3 把握していない



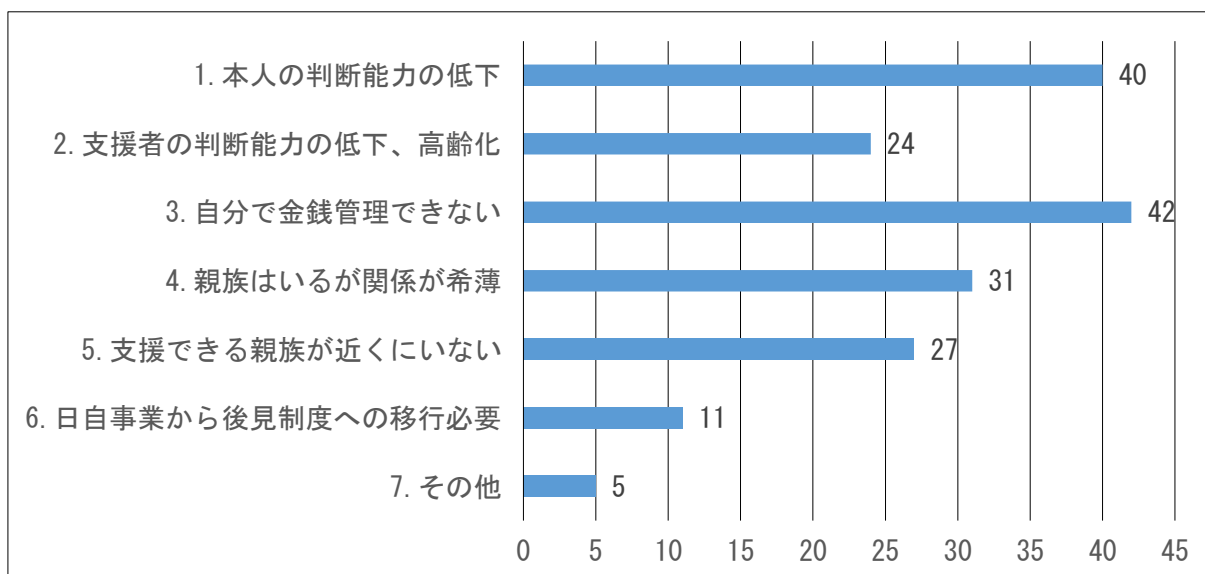
| | | |
|-----|----|-----|
| 10人 | 6 | 60 |
| 20人 | 1 | 20 |
| 23人 | 1 | 23 |
| 合計 | 53 | 202 |

* 利用者の重複があり得るため、実数とはならないもの。

Q12 成年後見制度の利用が将来的に必要と思われる理由をお答えください（複数回答可）。

* Q10で「いる」と回答した53事業所への質問

- 1 本人の判断能力の低下
- 2 親族等の支援している方の判断能力低下や高齢化
- 3 自分でお金や資産の管理ができない
- 4 親族はいるが関係が希薄
- 5 支援できる親族が近くにいない
- 6 日常生活自立支援事業から成年後見制度への移行が必要
- 7 その他



その他：

- ・ 利用料の未払いがあるため
- ・ 知的障がい者
- ・ 身元引受人不在のため
- ・ 親族がいるものの本人の収入を目当てにする傾向がある方がいる。
- ・ 子に相続の意思がない

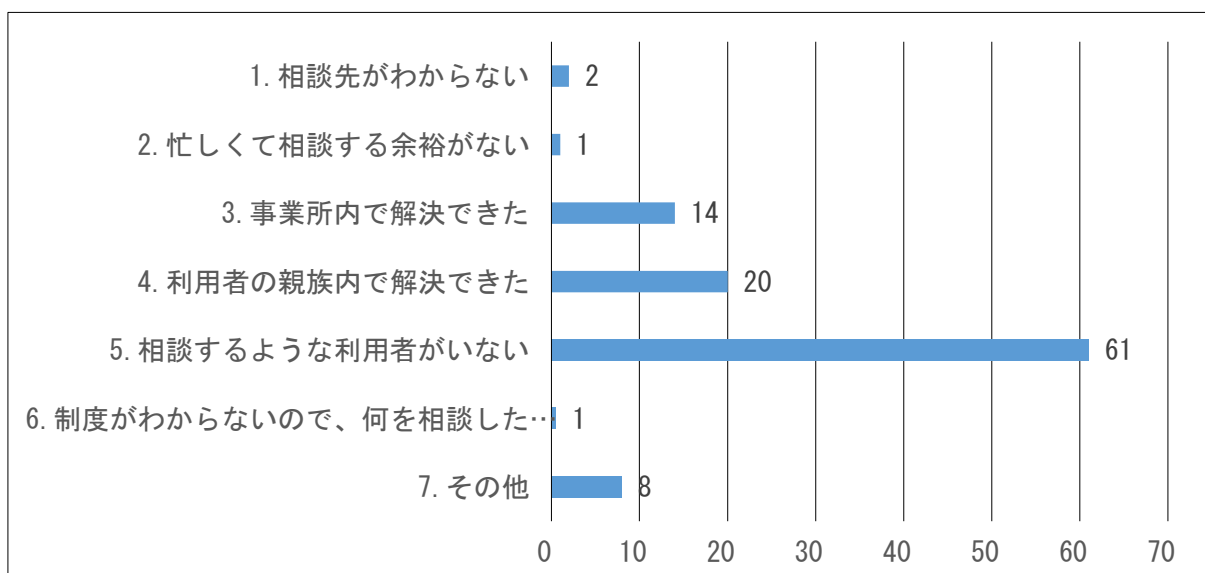
その他：

- ・介護量が増え特養に移るにあたり、措置機関である西和賀役場に相談した。
- ・いきいき財団

Q15 成年後見制度の相談をしたことがない理由をお答えください(複数回答可)。

* Q13で「ない」と回答した90事業所への質問

- 1 相談先がわからない
- 2 忙しくて相談する余裕がない
- 3 事業所内で解決できた
- 4 利用者の親族内で解決できた
- 5 相談するような利用者がいない
- 6 制度がわからないので、何を相談したら良いのかわからない
- 7 その他



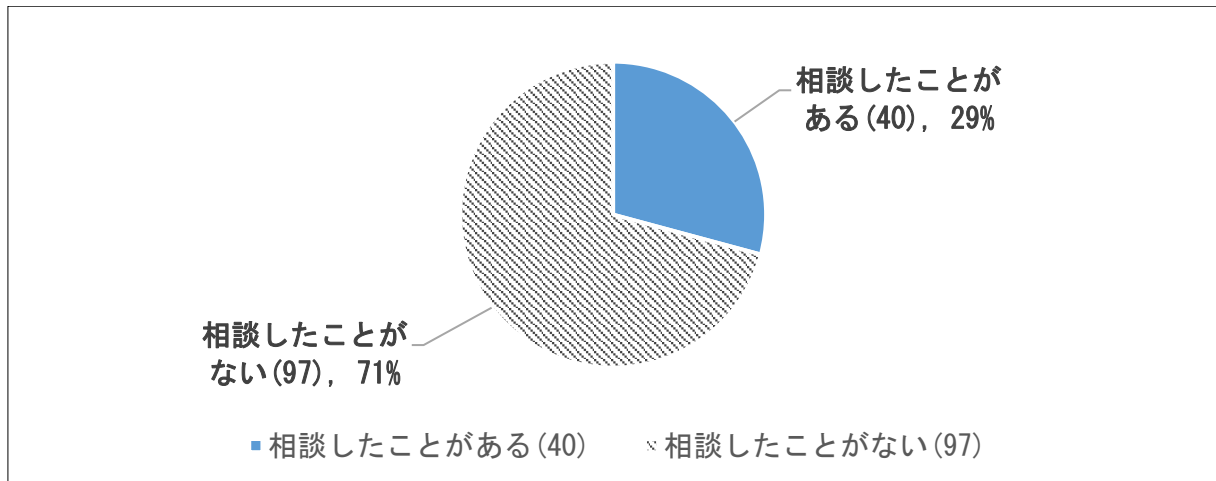
その他：

- ・本人様、ご家族様の問題だから
- ・必要と認められない
- ・独居の方をケアマネさんへ相談した所、包括に相談して頂き、社協、成年後見人も検討していくことになった。直接相談する事が中々ない。
- ・担当ケアマネジャーが行った
- ・担当ケアマネジャー対応
- ・現段階で必要としていないから
- ・サ高住に入居中、差し出がましいか迷っている
- ・グループホーム入所しているためそちらの方で進める予定

Q16 あなたの事業所では、高齢者虐待・障がい者虐待について他機関に相談したことはありますか。

1 相談したことがある

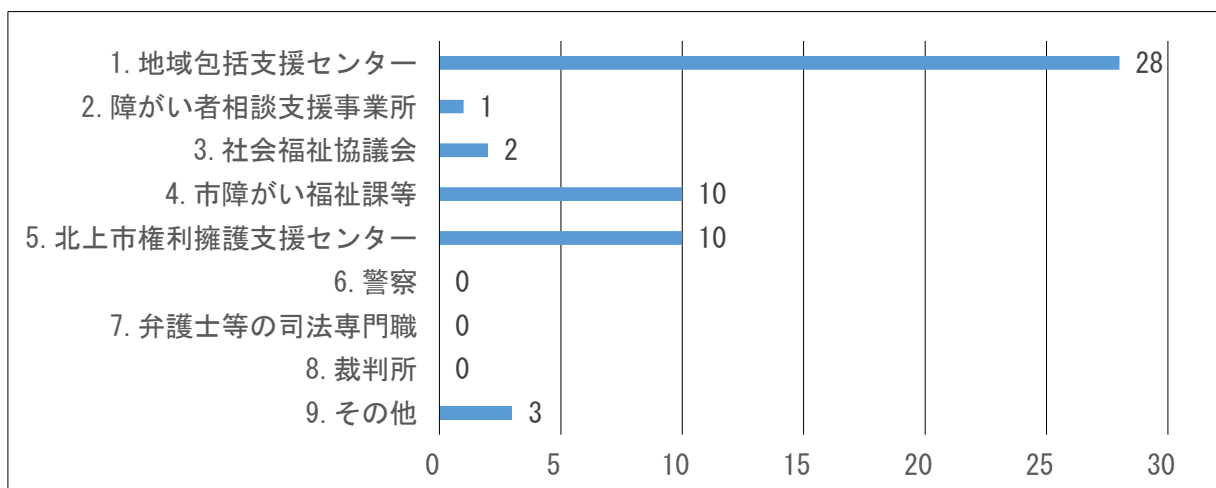
2 相談したことがない



Q17 高齢者虐待・障がい者虐待について相談した他機関をお答えください(複数回答可)。

* Q16で「相談したことがある」と回答した40事業所への質問

- | | |
|--------------------------|--------------|
| 1 地域包括支援センター | 6 警察 |
| 2 障がい者相談支援事業所 | 7 弁護士等の司法専門職 |
| 3 社会福祉協議会 | 8 裁判所 |
| 4 北上市役所(障がい福祉課など) | 9 その他 |
| 5 北上市権利擁護支援センター(市長寿介護課内) | |



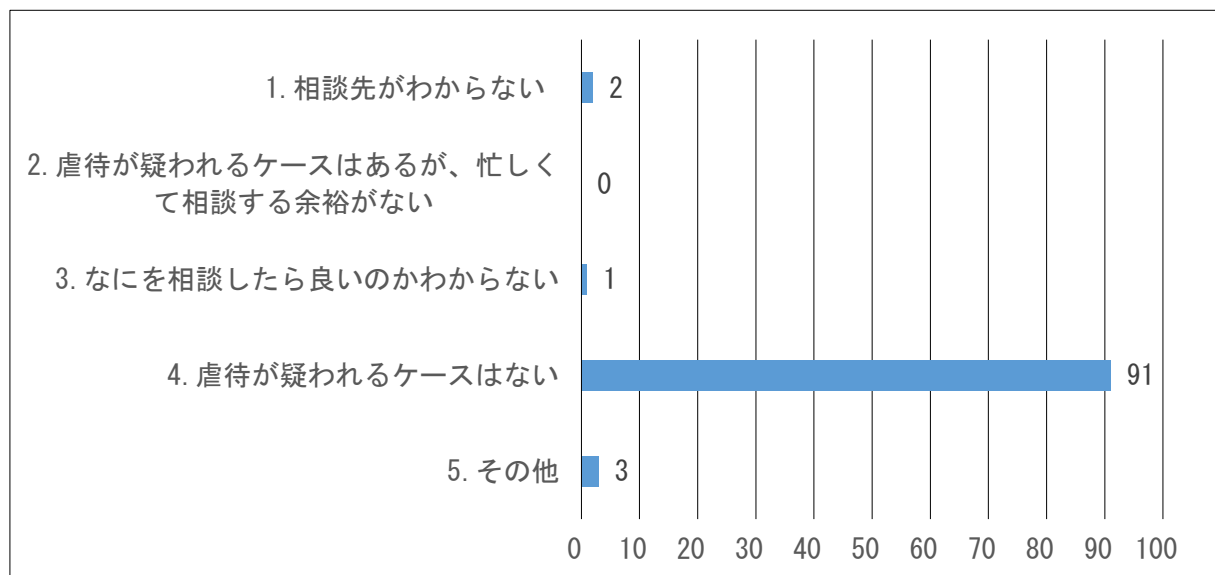
その他：

- ・担当ケアマネジャー（3件）

Q18 相談したことがない理由をお答えください(複数回答可)。

* Q16で「相談したことがない」と回答した97事業所への質問

- 1 相談先がわからない
- 2 虐待が疑われるケースはあるが、忙しくて相談する余裕がない
- 3 なにを相談したら良いのかわからない
- 4 虐待が疑われるケースはない
- 5 その他



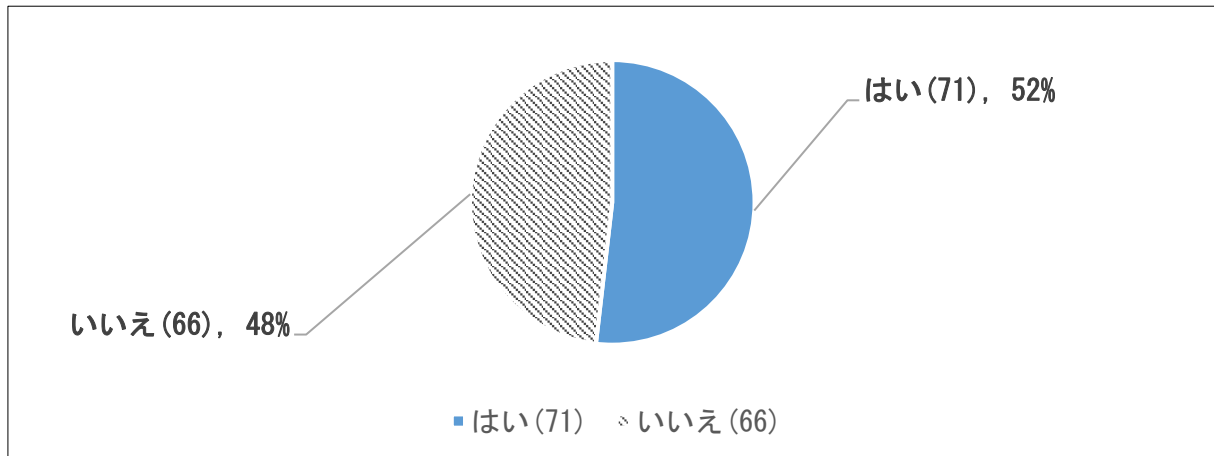
その他：

- ・必要と認められない
- ・他事業者が相談していて現状を知り、自施設からの報告には至らなかった。
- ・上司の判断

Q19 あなたの事業所では「身寄りがない方」への支援経験はありますか。

1 はい

2 いいえ



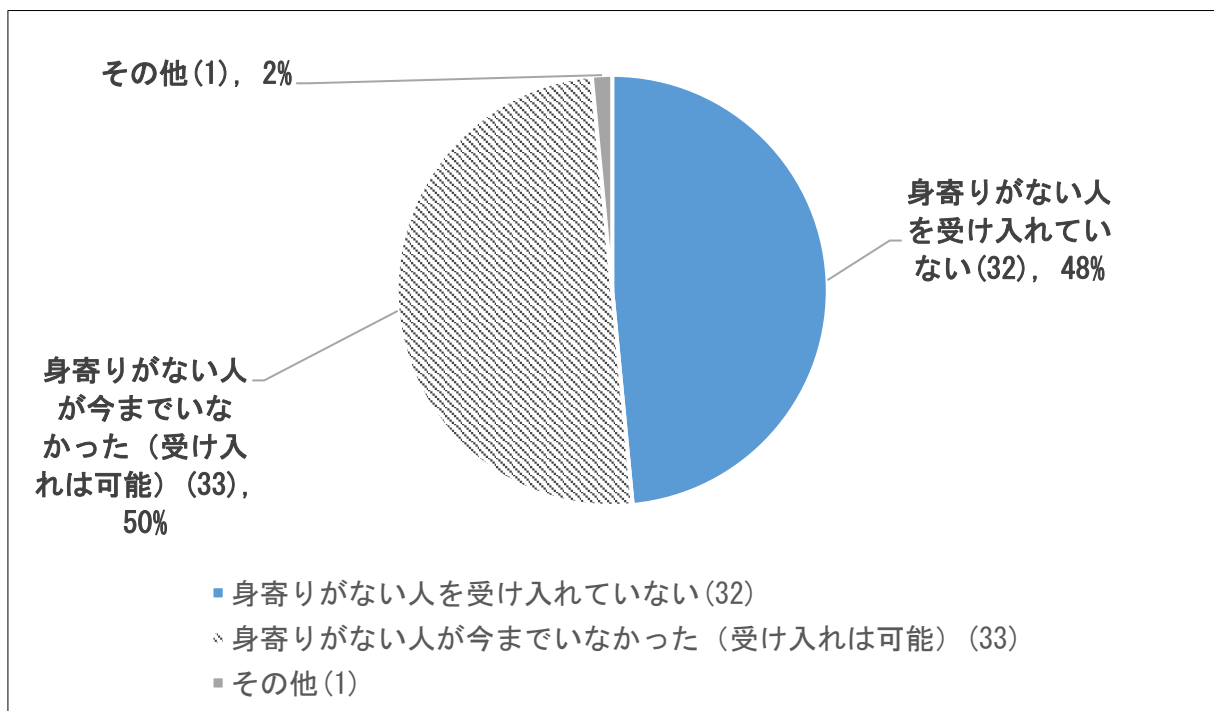
Q20 支援経験がない理由を教えてください。

* Q19で「いいえ」と回答した66事業所への質問

1 身寄りがない人を受け入れていない

2 身寄りがない人が今までいなかった（受け入れは可能）

3 その他



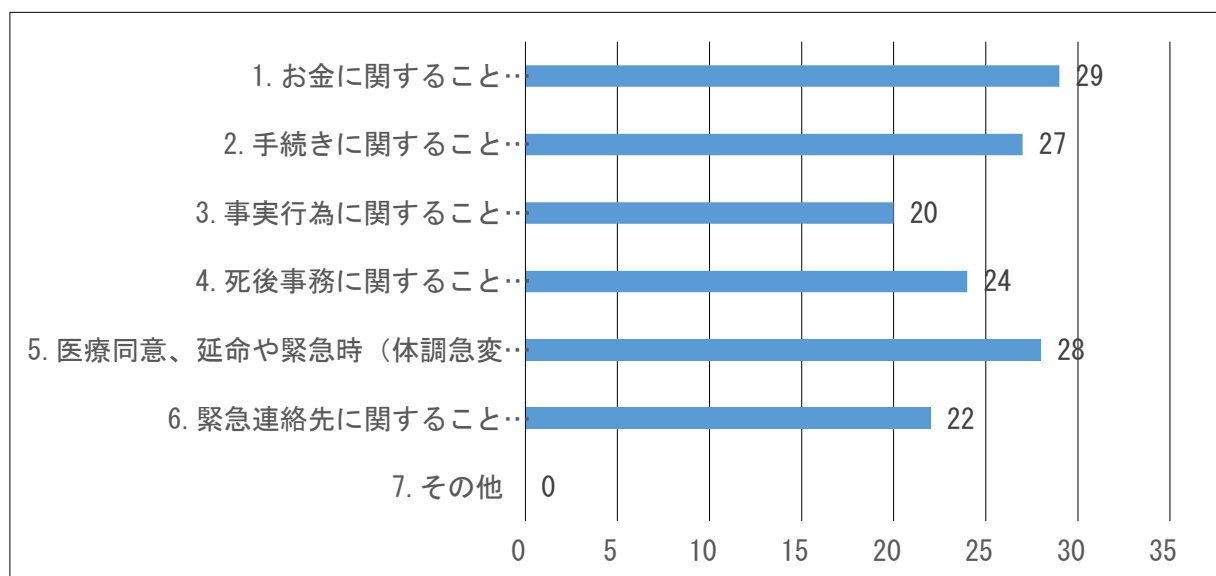
その他：

- ・身寄りがない人がいない

Q21 身寄りがない人を受け入れることの課題となることを教えてください（複数回答可）。

* Q20で「身寄りがない人を受け入れていない」と回答した32事業所への質問

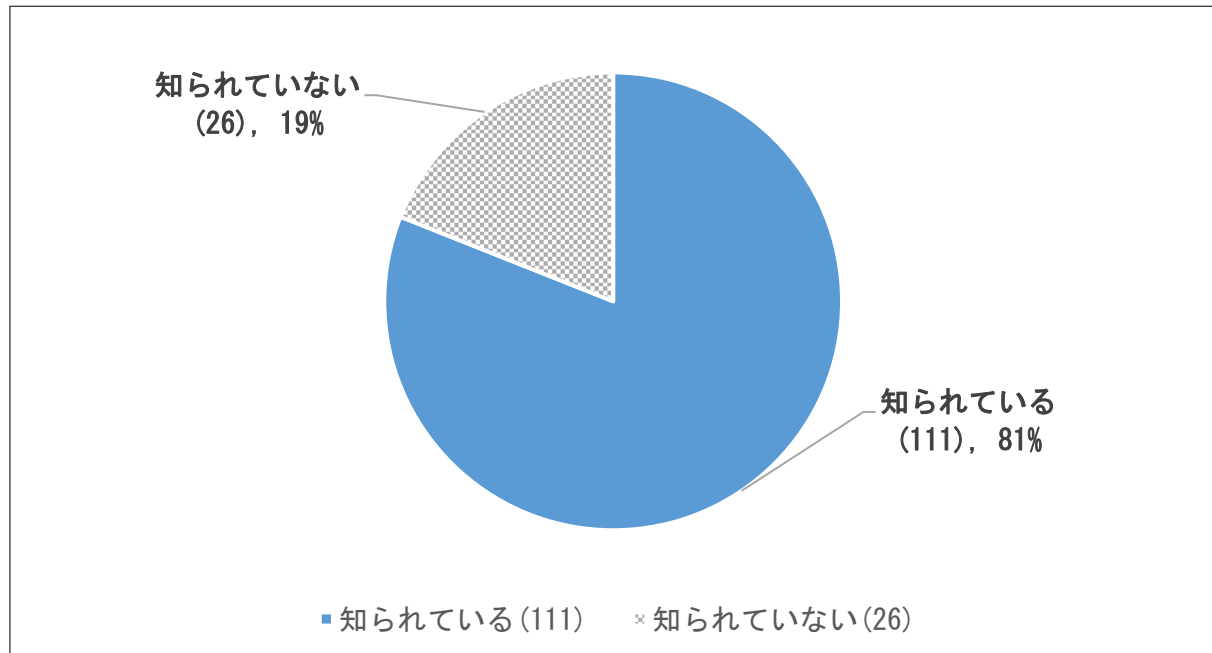
- 1 お金に関すること（支払いの保証、金銭管理等）
- 2 手続きに関すること（入院入所時の契約、市役所等の手続き）
- 3 事実行為に関すること（通院の同行、物品の購入）
- 4 死後事務に関すること（逝去時の対応；遺体、物品の引き取り）
- 5 医療同意、延命や緊急時（体調急変時）の判断に関すること
- 6 緊急連絡先に関すること（上記の役割以外のもの）
- 7 その他



Q22 あなたの事業所の職員に「成年後見制度」は知られていると思いますか。

1 知られている

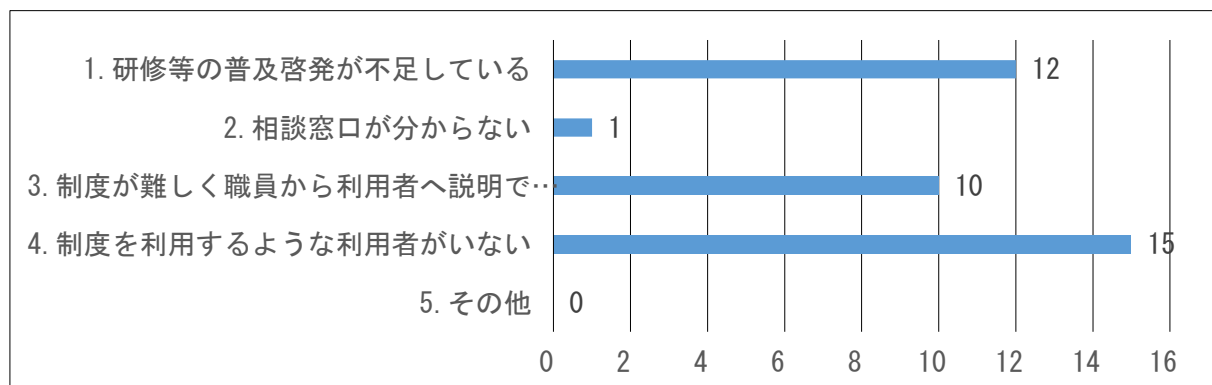
2 知られていない



Q23. 知られていない理由をお答えください（複数回答可）。

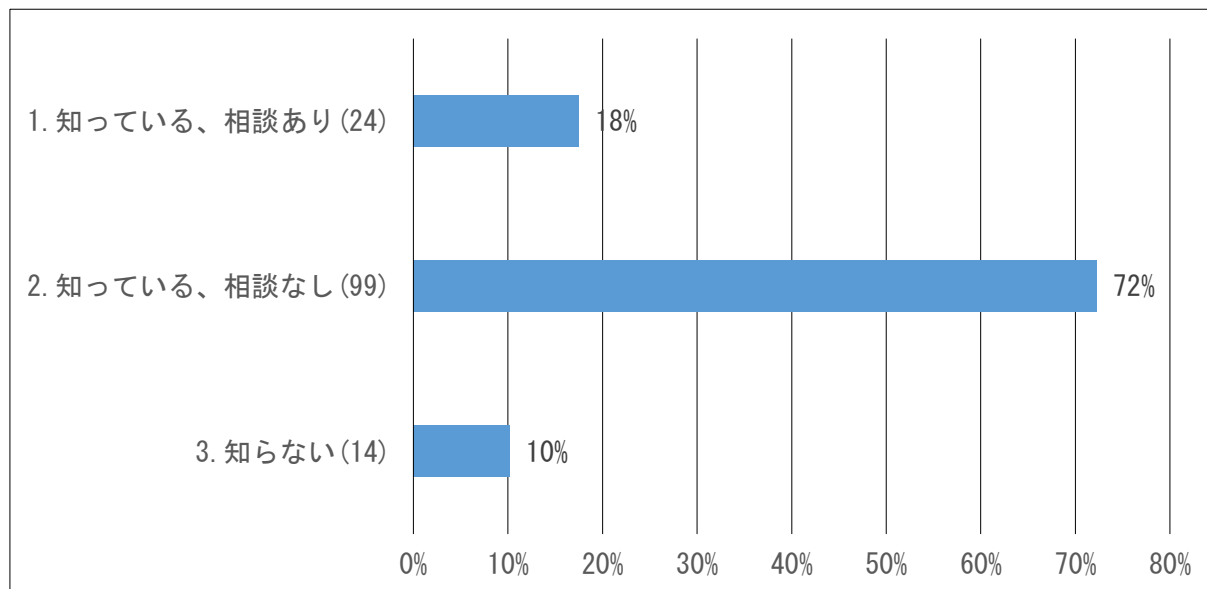
* Q22で「知られていない」と回答した26事業所への質問

- 1 研修等の普及啓発が不足している
- 2 相談窓口がわからない
- 3 制度が難しく職員から利用者へ説明できない
- 4 制度を利用するような利用者がいない
- 5 その他



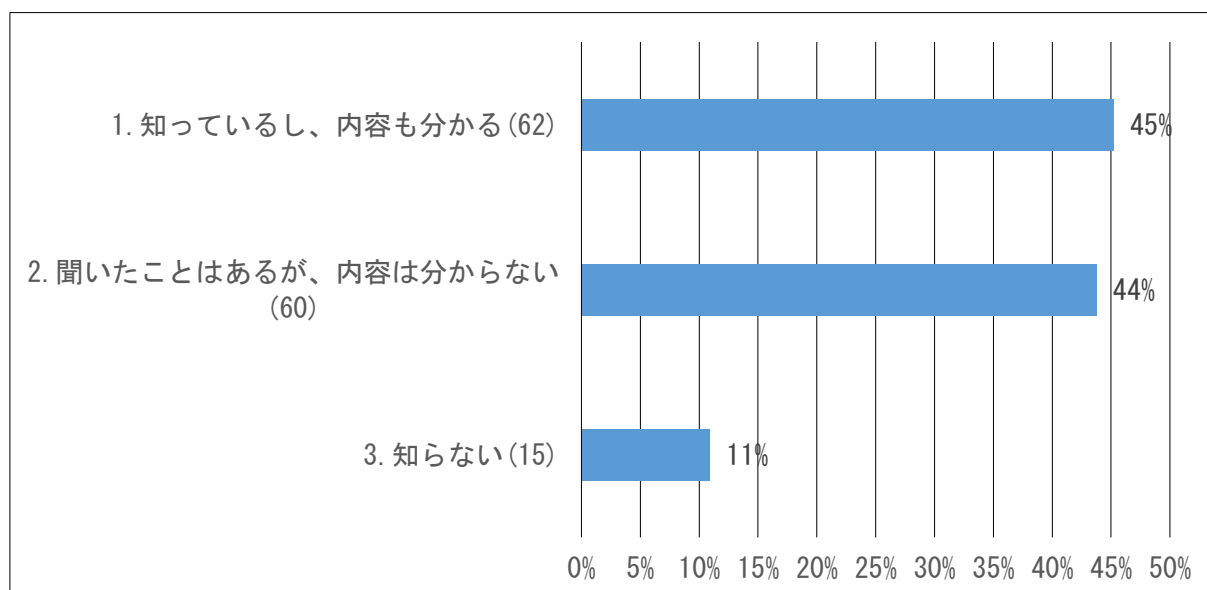
Q24 あなたの事業所は、北上市役所の長寿介護課内に「北上市権利擁護支援センター」が設置(令和3年4月1日設置)されたことを知っていますか。

- 1 知っているし、相談したことがある 3 知らない
2 知っているが、相談したことはない



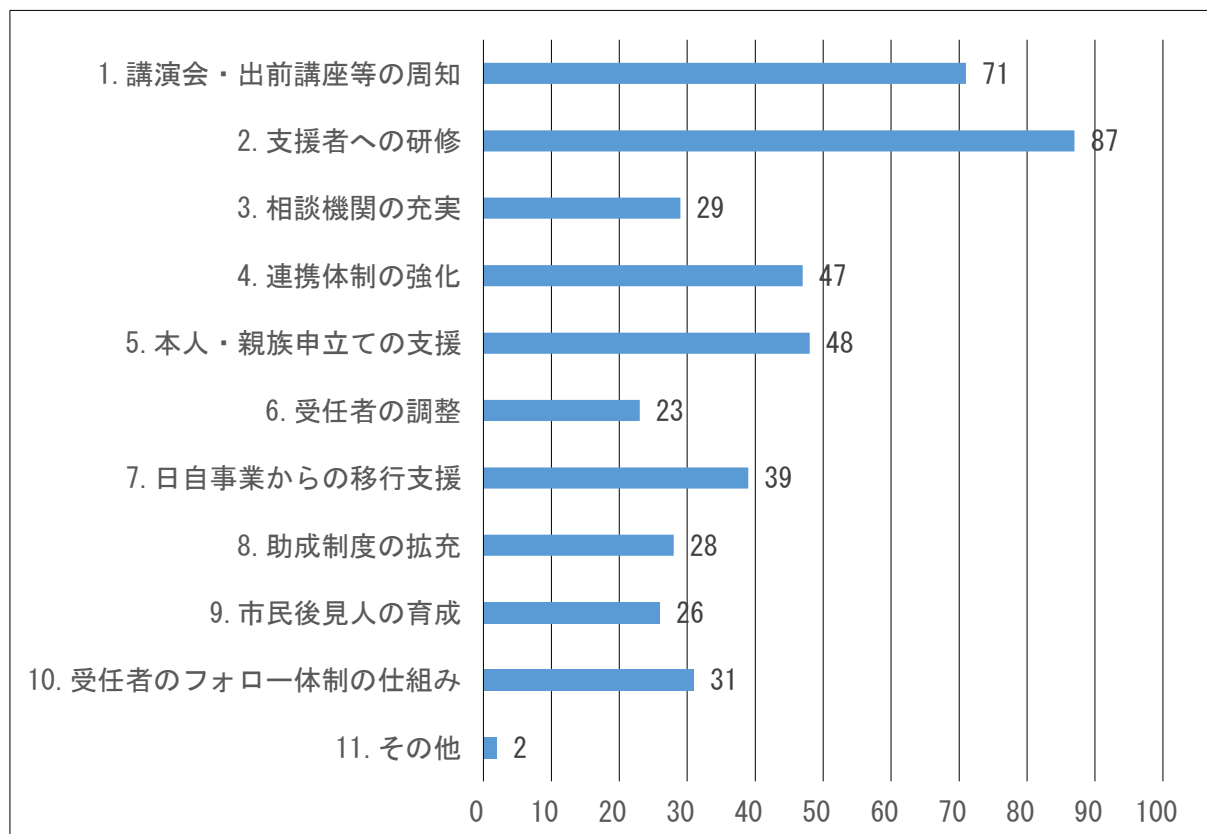
Q25 あなたの事業所は「市民後見人」を知っていますか。

- 1 知っているし、内容も分かる 3 知らない
2 聞いたことはあるが、内容は分からない



Q26 あなたの事業所は、成年後見制度の利用を促進するためにはどのようなことが必要だと思いますか(複数回答可)。

- 1 講演会・出前講座等での市民への周知
- 2 支援者(事業所の職員など)への研修
- 3 成年後見制度・高齢者や障がい者虐待等に関する相談機関の充実
- 4 司法・福祉・医療などの連携体制の強化
- 5 本人・親族申立ての支援
- 6 成年後見制度における適切な受任者の調整
- 7 日常生活自立支援事業から成年後見制度への移行支援
- 8 成年後見制度の利用に関する助成制度の拡充
- 9 市民後見人の育成
- 10 後見人等の受任者へのフォロー体制の充実
- 11 その他()



その他：

- ・権利擁護センターに一度相談しましたが、対象外として弾かれた経験があります。どのように相談すれば受け入れやすくなったのでしょうか。
- ・何かあれば、ケアマネに相談する事が多い、直接対応することがない。介護保険でない利用者の場合は今後直接相談する事が出てくると思う。何かの機会があれば、研修の必要があると思う。

Q27 成年後見制度に関する「課題」、「要望」などがあれば自由に回答をしてください。

・本人（97歳、要支援2）が軽度認知症、会話は達者だがまもなく忘れる。身体は歩行等健常、排泄は時々失敗が見られるものの自己処理（処分）可能。一番は会話が達者であり、認知もありで、施設事務長が酷く、部下の介護員等にも感染、スピーチロックが施設全体に強い生活環境にある。

肉親（2親等内）不在。夫の財産と年金は姪御（本人の姉の子）さん管理（定期預金証書や年金口座通帳等も）全て姪に預けてしまい本人の自宅（川岸）に住まう。夫の財産で改装と散財で、本人へ『定期預金はもう無い』と語られ、サ高住内の個人生活費も制限されている様子。最近、眼底出血や白内障を患い、治療通院の支援もままならないとの訴えあり。

福祉の同業他社であり、内部告発に受け止められてはと恐れ、告発には出難いため、ケアマネに報告はしたが対応は無い。半年、一年と経過するも本人から変化（スピーチ・ロック）や月の小遣い（床屋や食材、菓子購入予定を聴取され）は三千元以内と制限されている。は、変わらないとの訴えが聞かれる。もう少し欲しいとの訴えに『何に使ったか』と詰め寄られた、とのお話もあった。

あまり、積極的に首を突っ込まず、聞き取りもせず、訴えは聞きながら様子観察中だが、金銭管理、身の回り支援に後見人が必要では無いかの思いも強くなり、判断に迷う状況の利用者様がいらっしゃいます。

- ・成年後見人制度の申し立て～判定までに時間がかかる
- ・申請から決定までにかかなりの時間を要するので、もっと迅速な対応をしていただきたい。（2件）
- ・受任者の確保
- ・実際にその場に立たないと学ぶことを最優先にできていませんが、学びたい時にどこで学ぶことができるかを知っておきたいと思います。
- ・事業所内では成年後見制度について周知されてきていると思います。ただし、成年後見制度を勧める際、通帳を預けることが嫌で制度を活用できないケースもあります。一般市民にも成年後見制度について周知していただけるよう今後も市民講座などをお願いしたいです。
- ・今後必要な制度と認識しております。市民後見人の育成が急務と感じております。
- ・広報で取り上げたのが良かったと思います。
- ・成年後見制度を申請し利用に至るまでに時間がかかることで、施設や介護サービスに繋がれず入院が長期化するケースがある。またお金の引き落としができず医療滞納や必要な物品準備などに支障がでることがある。後見人決定までの繋ぎとなるものがあると医療と福祉やサービス利用などスムーズにいくケースもあると思う。
- ・介入した時点で判断能力が低下し、金銭管理を要する場面でも日常生活自立支援事業や成年後見制度につなぐまでの時間を要しているケースがあります。手続きに時間を要する・停滞することは、ご本人の不利益につながる可能性もありますので、できる範囲でス

ムーズに制度が利用できるようになると良いと思います。

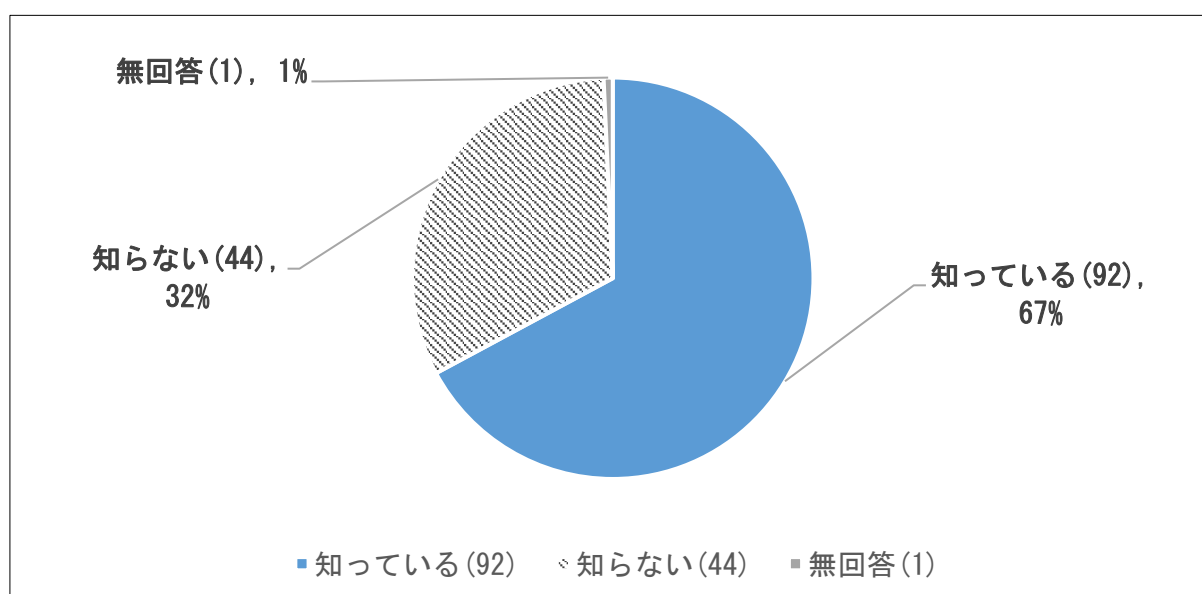
・本人の判断力が全くないとは言えないが、身内との関係が希薄で、一人では諸手続きができないというケースが多い。成年後見制度にも日常生活支援制度にも乗らないケースについて、入院中の方であると病院職員のみが金銭や諸手続きに関わるしかなく、悩むケースも少なくないと感じている。

・利用者家族が高齢なケースがある為、制度の中身や申請方法に分かりにくい点があると感じる。事業所などに説明に来ていただく等、検討して頂けるとありがたい。

Q28 あなたの事業所では「意思決定支援」を知っていますか。

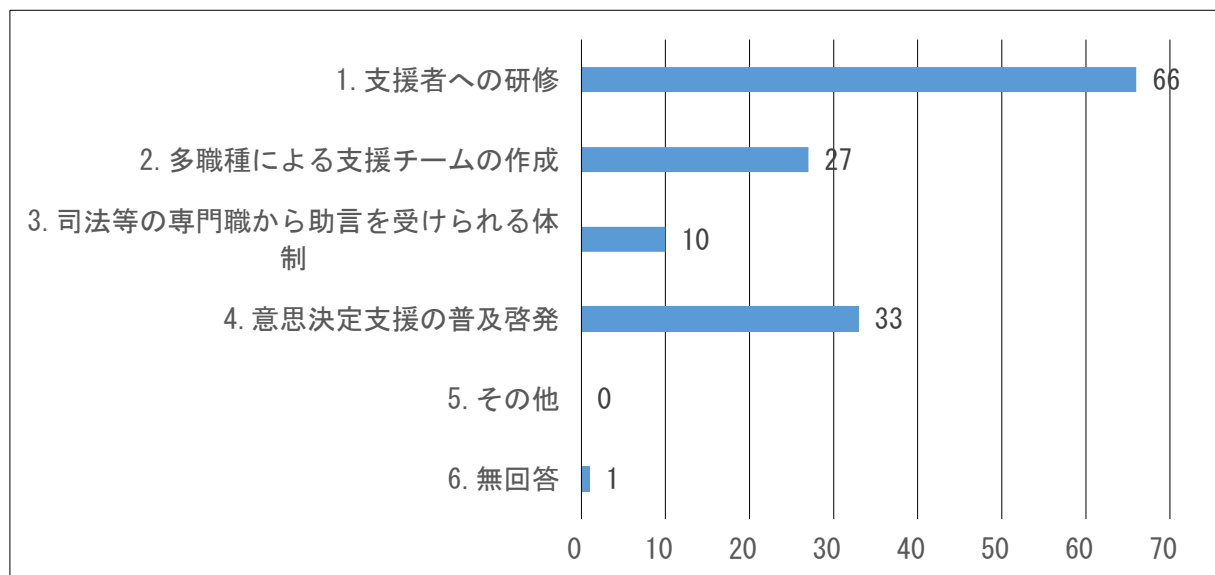
1 知っている

2 知らない



Q31 「意思決定支援」の実践を促進するためにはどのようなことが必要だと思いますか。

- 1 支援者への研修
- 2 多職種による支援チームの作成
- 3 司法等の専門職から助言を受けられる体制
- 4 意思決定支援の普及啓発
- 5 その他



Q32 「意思決定支援」に関する「課題」、「要望」などがあれば自由に回答してください。

・通所はほぼ家族が在宅されていることが基準。本人より家族都合や息子さんや嫁さんの判断を仰ぎ、優先に業務提供している。最近、通所業務内の『こんなサービスも提供しているとか、通所日以外は寝かせきりとのことで、寝たきりにしたく無いお考えなら訪問リハも〇〇さんで提供してますよ』の情報提供を悪く受け止め（バアさんが面倒だから他所を勧めているのか、とケアマネから聴取）と、受け取られた様子で、即、他事業所へ移動となった事例もあり、経営面からも言い出し難い。

・成年後見制度としての意思決定ではありませんが、支援方法は多岐に渡るものであり、学ぶ機会は定期的に必要と捉えています。

・主治医の十分な説明、理解できない利用者、家族が多い。ソーシャルワーカーの充実。

・訪問看護も意識決定支援対応しているが、独居、老々介護が増え、対応困難なケースが増えてきている。

・今後必要な支援と感じております。

・経験・体験が意思決定を支えている構造を日常で意識すること。

・意思決定支援を推進するため、「わたしのきぼうノート」を活用し、意思表示ができる段階で事前意向確認を行っております（「わたしのきぼうノート」ピンク色のページの延命

治療について回答する欄で「希望しない」を選択した場合、救急要請目的との兼ね合いはどうかと考えることもあります)

身寄りなしケース対応については、早くから予測される(新たな支援者が現れる可能性がない等)段階で、支援者でチームを作ることができれば、ご本人の意思決定をより尊重できるものなのではないかと考えます。

- ・意思決定支援に関する研修会を今後も開催していただきたいです。
- ・チームのなかにソーシャルワーカーも入ると、本人の気持ちがゆっくり傾聴できるかもしれない
- ・ご本人がどうしたいかは確認するよう努めているが、他機関での支援や専門職からの助言もないと、果たして一機関での判断で良いのかと悩む。
- ・きぼうノートの活用により入院してから本人の意思を反映出来る場合もありました。市民が活用できるよう支援者が積極的に提案していけるといいと思います。
- ・事業所の中だけでは、その人の意思を尊重することが出来ない場合もある。例えば「家に帰りたい」という根本的な要望に対しては、サービスの形態として受け入れられない場面もある。本人の意思を尊重するために応えようと努力はするが、100%全ての意思に応えることは出来ない。限界もある。